

顧問の役割について

平成19年1月10日開催された学生生活支援委員会において、課外活動における顧問のあり方について審議され、別紙のとおり「学生団体の顧問に関する申合せ」が承認されました。

顧問は、課外活動における学生の自主的な運営を尊重し、活動の充実・向上に資するため必要がある場合、指導・助言を与えるもので、課外活動の常時における直接参加・直接指導を義務づけるものではありません。

顧問は、学生の活動について、技術的な指導をするというのではなく（可能な場合は指導することに越したことはありません）、基本的に学生の自主的な活動に対する協力者として側面から指導・助言をしていただくことです。

また、学生の活動を円滑に進め、また事故などの緊急時に対して迅速に対応しなければならないことから学生部との連絡は密にさせていただくようお願いします。

（顧問の具体的役割）

- ・学生団体による各種届出書類の確認、承認（部員名簿、活動・行事予定、部室使用願、部則、決算報告）
- ・施設使用願申請書（必要な場合）
- ・事故報告書
- ・学長賞、課外活動学長賞等の推薦書
- ・各種協会及び各種連盟への登録・加入届等

学生団体の顧問に関する申合せ

平成19年1月10日

第15回学生生活支援委員会承認

(趣旨)

第1条 本学に、学生団体と密接な連携を保ち、その運営と活動に適切な指導、助言を行うため、顧問を置く。

(委嘱)

第2条 顧問は、各学生団体から推薦された本学の職員とし、理事（教育担当）・副学長が委嘱する。必要に応じ、学外の指導者をおくことができ、理事（教育担当）・副学長が委嘱する。

(任期)

第3条 顧問の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における後任の顧問の任期は、前任者の在任期間とする。

3 指導者の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

(担当団体の制限)

第4条 顧問がその任務を担当する学生団体は、原則として1団体とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、複数の団体の顧問となることができる。

一 顧問の専門的な知識や技能が、複数団体を担当することが望ましいと判断される場合

二 その他複数団体を担当する必要があると判断される場合

(任務)

第5条 顧問は、担当する学生団体の活動について、学生の自主的活動を尊重しつつ、適切な指導、助言を与え、その活動の充実向上に資することを任務とする。

(任務の代行)

第6条 顧問に事故があるときは、あらかじめ顧問が指名した者がその任務を代行する。

ただし、指名した者がいない場合は、理事（教育担当）・副学長が任務を代行する。

(雑則)

第7条 この申合せに定めるもののほか、顧問に関する事項は、学生生活支援委員会の議により定める。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。